

高砂市スポーツ推進計画（素案）

平成26年2月

目次

第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本計画における「スポーツ」
- 3 計画の意義
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 計画の期間

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

- 1 スポーツを取り巻く環境
 - (1) 子どものスポーツ
 - (2) 成人のスポーツ
 - (3) 高齢者のスポーツ
 - (4) 障がい者のスポーツ
 - (5) スポーツに関する環境
- 2 本市における現状と課題
 - (1) 子どものスポーツの状況について
 - (2) 成人のスポーツの状況について
 - (3) 高齢者のスポーツの状況について
 - (4) 障がい者のスポーツの状況について
 - (4) 競技スポーツの状況について
 - (5) スポーツ施設の状況について

第3章 基本理念

- 1 基本理念
- 2 スポーツ憲章

第4章 施策推進の方向

- 1 基本方針1 生涯にわたるスポーツの推進
 - (1) 子どもの運動・スポーツの推進
 - (2) 成人のスポーツの推進
 - (3) 高齢者のスポーツの推進
 - (4) 障がい者のスポーツの推進
 - (5) 競技スポーツの推進

- 2 **基本方針2** スポーツによる地域の活性化
 - (1) スポーツの力による地域づくり・まちづくり

- 3 **基本方針3** スポーツ環境の整備
 - (1) スポーツ団体等によるスポーツ活動の支援
 - (2) スポーツ施設等の充実

第5章 市民が一体となった計画の総合的推進

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

高砂市総合計画において、「すべての市民が様々なスポーツ活動に参加し、生涯にわたって継続的にスポーツを楽しめるよう、地域における身近な施設を拠点としたスポーツクラブの育成に努め、拡充を図る。」ことを定めています。

各種スポーツ教室、競技会などを開催するほか、市民だれもが、気軽に、スポーツに親しみ、楽しむことのできる「スポーツ・レクリエーション活動の推進」に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

高砂市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）は、これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、高砂市が目指す生涯スポーツ社会を実現するための目標と道筋を示す計画として策定しています。

2 本計画における「スポーツ」

本計画では、スポーツをより身近なものと感じていただくため、スポーツの概念を幅広く捉えています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康の維持増進のためのウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなど、目的を持った身体活動のすべてをスポーツとして扱います。

3 計画の意義

（1）計画の位置づけ

① スポーツ基本法及びスポーツ基本計画

平成23年6月、制定後50年が経過したスポーツ振興法が見直され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

また、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、国のスポーツの推進に関する基本的な計画として「スポーツ基本計画」が策定されました。スポーツ基本法第10条では、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとしています。

② 高砂市の計画

本計画は、国のスポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」に掲げられている「生涯スポーツ社会」の実現を踏まえ、「高砂市総合計画」に示しているスポーツ分野の施策をより具体化するものとして位置づけています。

(2) 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間としています。ただし、計画期間中に社会情勢の大きな変化などが起きた場合には、必要な調整を図っていきます。

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

1 スポーツを取り巻く環境

(1) 子どものスポーツ

近年の都市化や情報化などの社会環境の変化に伴い、テレビゲームなど室内遊びの増加や屋外での遊び場の減少など子どもたちの生活環境に大きな変化が生じています。そのため、外遊びを奨励し、スポーツの楽しさ、重要性を啓発することで、子どものスポーツに関する関心、意欲を高めるとともに、学校だけでなく地域で安心してスポーツを楽しめる環境づくりが必要です。

(2) 成人のスポーツ

市民のスポーツへの関心や意欲は高いものの、継続的に実施するまでには至っていません。その理由として時間がないこともありますが、市民が継続的にスポーツに親しむようになるためには、個々のライフスタイルに応じた施設の利用方法と多様な参加機会が必要です。

(3) 高齢者のスポーツ

ウォーキングやグラウンドゴルフなどを楽しむ高齢者が増えています。これからは、スポーツの持つ健康や体力づくりの効果を活かすだけでなく、スポーツが、多様な活動を通じた交流の場として、生きがいをづくりにつながる必要があります。

(4) 障がい者のスポーツ

障害のある人にとってのスポーツは、障がいの程度の維持や改善、健康の維持増進という側面だけでなく、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するという大きな役割があります。障がい者が身近な地域でスポーツを楽しむことができるような機会を設けることや、環境等の整備が必要です。

(5) スポーツに関する環境

市民のスポーツへの参加意欲を促進するためには、誰もが気軽にスポーツができるよう、スポーツを支える人材の育成、施設の整備、情報発信など、スポーツ環境の整備が必要です。

2 本市における現状と課題

(1) 子どものスポーツの状況について

- ① ゲームをして、外へ出ない。
- ② あまり運動をしない子どもが、運動に関心を持ってもらえるように取り組む必要がある。
- ③ 精神面の指導も行っていく必要がある。
- ④ 未就学児がいても、参加できる企画が少ない。
- ⑤ 小学生の頃からスポーツに親しむ環境をつくる必要がある。
- ⑥ スポーツを通じて、相手の痛みがわかり、礼儀をわきまえる人間を育てるべき。
- ⑦ 試合に勝つことも大事だが、子どもの頃は成長過程を大事にする必要がある。

(2) 成人のスポーツの状況について

- ① 素人がスポーツを始めにくい。
- ② 経験者もやめてからの再開が困難
- ③ いつでも気楽に運動できるような環境が必要
- ④ 子どもを含めたスポーツがあれば参加しやすい。
- ⑤ 何かきっかけがあれば運動する。
- ⑥ 小学校・中学校・高校と、継続してスポーツに取り組める環境が整っていない。
- ⑦ 気軽にトレーニングできる施設が少ない。
- ⑧ 仕事をしている人が施設を利用しやすいように、仕事帰り又は休日に利用できる施設が少ない。
- ⑨ スポーツの情報が入りにくい。

(3) 高齢者のスポーツの状況について

- ① スポーツをしている高齢者は元気な人が多い。
- ② 生涯にわたってスポーツ活動ができるような体制が必要
- ③ 少しでも多くの人々が休まずスポーツを楽しめる環境づくりが大切

(4) 障がい者のスポーツの状況について

- ① 障がい者が参加できるスポーツが必要
- ② 駐車場、出入口など、障がい者に対する環境が整備されていない。
- ③ 車椅子での施設利用の制限がある。
- ④ 安心できる指導者の不足

(5) 競技スポーツの状況について

- ① オリンピック選手を輩出している。
- ② 競技スポーツでの指導者が多い。
- ③ プロ選手による指導は効果がある。

(6) スポーツ施設の状況について

- ① スポーツ活動の場所が限定される。
- ② 施設が老朽化している。
- ③ スポーツ施設が車でしか行けないところに多い。
- ④ スポーツ施設の維持、管理が不十分
- ⑤ ナイター施設が少ない。

第3章 基本理念

1 基本理念

市はこれまで、健康の増進と心のふれあいを深めるため、市民のニーズに応えられるようにスポーツ・レクリエーションの振興を図り、総合体育館を中心として各スポーツ施設において、各種スポーツ団体の活動を活性化させるとともに、多世代型の地域スポーツクラブの推進、充実を図り、ニュースポーツを広く普及させ、スポーツ人口を拡大し、市民が気軽に参加できる環境づくりを推進してきました。

引き続き、このようなスポーツによって人と人とのふれあい、コミュニケーションを求め、健康で明るい生きがいのあるまちづくりを目指します。

2 スポーツ憲章

●スポーツ憲章●

スポーツに親しみ、健全なからだを心で育てよう！
スポーツを愛し、美しい友情の輪を広げよう！
スポーツを楽しみ、正しいマナーを身につけよう！
スポーツで競い、きびしさを学び明日に飛びたとう！

第4章 施策推進の方向

1 基本方針1 生涯にわたるスポーツの推進

将来像

市民の誰もが、個々のライフステージにおいて、それぞれの体力、年齢、技術、関心や適性に応じて、いつでも、気軽にスポーツ活動に参加・参画できるよう、地域スポーツの活動拠点の整備や健康と体力の保持増進の機会の確保を推進します。

(1) 基本施策1 子どもの運動・スポーツの推進

学校・家庭・地域が連携して、運動を行う機会の充実を図り、幼児期から体を動かす楽しさを体験し、運動に積極的に参加・参画できる環境づくりを推進します。

【施策の方向】

- ① 子どもの体力の向上 (例) 基礎体力、記録測定
- ② 学校体育等の充実 (例) 体力テスト
- ③ 運動、部活動の充実 (例) 外部指導者との連携

(2) 基本施策2 成人のスポーツの推進

スポーツに親しむ機会が増えていくように、日常生活のなかで気軽に運動量を増やせるような取り組みを推進します。

【施策の方向】

- ① 親子でできるスポーツの推進 (例) スポーツ教室
- ② 健康づくりのための運動の推進 (例) ウォーキング、ニュースポーツ
- ③ 身近なスポーツ活動の推進 (例) ラジオ体操

(3) **基本施策3** 高齢者のスポーツの推進

心身両面の健康と体力づくりに取り組み、生涯にわたってスポーツに参加できるように、生涯スポーツを推進します。

【施策の方向】

- ① 誰もが気軽にスポーツを楽しめる場や機会の提供 (例) スポーツ教室
- ② 健康づくりのための運動の推進 (再掲)
(例) ウォーキング、ニュースポーツ
- ③ 身近なスポーツ活動の推進 (再掲) (例) ラジオ体操
- ④ 生きがいつくりの推進 (例) スポーツクラブ21、ニュースポーツ

(4) **基本施策4** 障がい者のスポーツの推進

障がいのある人が、障がいの種類・程度に関わらず、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

【施策の方向】

障がい者が主体的にスポーツに参加できる環境づくり
(例) 障がい者スポーツ大会の支援

(5) **基本施策5** 競技スポーツの推進

競技スポーツは、観る人の心をつかみ、魅力あるものとして、スポーツの裾野を広げることにつながることから、市民がレベルの高いスポーツに触れる機会の確保や、優れた指導者等を活用し、競技の特性や選手の発育・発達状況に応じて、中・長期的な視点を踏まえ、スポーツ選手の育成を推進します。

【施策の方向】

- ① 各種スポーツ大会の開催 (例) スポーツ大会の開催
- ② 指導者の確保及び養成 (例) 指導者研修会
- ③ 競技力の向上 (例) 体育協会の組織体制の充実
- ④ スポーツ医・科学の活用 (例) 講習会の開催

2 **基本方針2** スポーツによる地域の活性化

将来像

スポーツの力による地域の活性化とまちづくりを活用した地域づくりを推進し、地域の活性化につながる取り組みをしています。

(1) **基本施策1** ▶ スポーツの力による地域づくり・まちづくり

人と人との交流、地域の団体と人とのつながりを深めることで、地域活動を活性化し、スポーツの力による地域力の向上に資するものとなるような取り組みを行っていきます。また、これらの取り組みによる市への愛着や誇りを高め、スポーツの力による元気なまちづくりを推進していきます。

【施策の方向】

- ①スポーツ事業の充実 (例) 高砂マラソン、スポーツイベント
- ②スポーツ交流の推進 (例)、彦根市、ラトローブ市、ドイツ
- ③企業との連携 (例) 浜風駅伝
- ④文化活動を取り入れたスポーツイベントの開催 (例) 高砂マラソン

3 **基本方針3** スポーツ環境の整備

将来像

多くの市民が身近なところで、いつでもスポーツに親しめるようスポーツ環境が整い、スポーツ施設が健康づくりやいきがづくりの場となっています。

(1) **基本施策1** スポーツ団体等によるスポーツ活動の支援

競技力の向上と競技スポーツの振興に積極的に取り組むスポーツ団体等のスポーツ活動を支援します。

【施策の方向】

- ①スポーツ活動への支援 (例) 補助、減免
- ②スポーツ人材の育成・顕彰 (例) スポーツ表彰
- ③情報提供・発信の強化 (例) 広報、ホームページ、予約システム

(2) **基本施策2** スポーツ施設等の充実

市民の身近なスポーツ活動の場を確保・提供するため、スポーツ施設や学校体育施設等地域のスポーツ交流拠点施設の環境整備を図ります。

老朽化したスポーツ施設について、施設の利用頻度や災害避難所指定の有無、市民の要望などを総合的に検討し、施設の安全性の確保や機能維持のために必要な整備を図ります。

【施策の方向】

- ①施設の整備・充実 (例) 修繕、改修
- ②施設の有効活用 (例) 学校体育施設の開放
- ③効率的な施設管理運営の推進 (例) 指定管理者制度の導入

第5章 市民が一体となった計画の総合的推進

本計画に掲げた各施策の推進は、行政のみならず、市民はもちろんのこと、学校、医療機関、スポーツ団体、民間企業など、多様な主体の協働があってはじめて実現できるものです。

今後は、これらの関係機関や団体の役割分担のもと、協働、連携を進めていくとともに、ネットワークの形成に努め、高砂市のスポーツを推進していきます。

(1) 市民

健康や体力づくりに関心をもちスポーツ活動に積極的に取り組むことが期待されます。また、スポーツに関する地域行事等への参加や「ささえる」活動などを通じて、地域貢献につながるような取り組みへ積極的に参加することも期待されます。

(2) スポーツ推進委員会

多様なスポーツニーズに対応するため、指導者としての知識や技術の習得に努めるとともに、地域スポーツの推進役、行政と市民のパイプ役となり、日ごろスポーツをしない人への動機付けや、スポーツの楽しみ方の啓発など、スポーツの普及を図っていくことが期待されます。

(3) 体育協会

市全体のスポーツ活動の充実と発展をめざして活動する団体として、さらなる組織強化及び活動の活性化が期待されます。体育・スポーツに関する情報提供や、自主事業・各種スポーツイベントなどを関係団体等と連携・協力のもと実施し、本市のスポーツ人口の拡大や競技力向上につながっていくような活動の展開を図ることが期待されます。

(4) スポーツクラブ 2 1

地域住民のニーズを把握し、様々なスポーツ活動を行う場を創出・提供することはもとより、地域スポーツ活動を通して、地域の絆や結びつきを再発見するなど、地域の実情にあったクラブづくりをすすめていくなかで、市民がスポーツに親しめる機会の充実を図ることが期待されます。

(5) スポーツ少年団

「スポーツによる青少年の健全育成」を目的として、少年期から幅広いスポーツに親しむことで、体を動かすことの楽しさにふれ、生涯にわたって継続的に運動をしていく素地をつくるとともに、運動をする機会が少ない青少年の受け皿となることが期待されます。

(6) 幼稚園・保育園・学校（小・中・高・大学）

幼児・児童・生徒・学生の体力向上や運動習慣を身につけるため、保育園、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携により、学校体育とスポーツ活動の充実を図ることが期待されます。また、保有する資源（体育施設、人、情報など）の活用も期待されます。

(7) 民間企業・団体

本市のスポーツ環境をより一層充実させるため、アスリートやスポーツ指導者などの人材交流やスポーツ施設の開放等スポーツを通じた地域貢献活動を実施することが期待されています。

(8) 市

計画の実現には、スポーツの持つ多面的な効果を十分に活用するため、スポーツ分野に限らず、健康・福祉・教育、文化、産業等の各分野の施策との連携も図りつつ、国や県、市が緊密な連携・協力のもとで計画の推進を図ります。